

平成30年3月市議会提出条例について
(当初提案)

【目次】

1	福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1 P
3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1 P
4	福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 P
5	福知山市退職手当支給条例等の一部を改正する条例	2 P
6	福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例	3 P
7	福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例	3 P
8	福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例	3 P
9	福知山市証紙条例を廃止する条例	4 P
10	福知山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	4 P
11	福知山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例	5 P
12	福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	6 P
13	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	8 P
14	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	8 P
15	福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9 P
16	福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10 P
17	福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11 P
18	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例	11 P
19	福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例の一部を改正する条例	12 P
20	福知山市開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例	13 P
21	福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	15 P
22	福知山市都市公園条例等の一部を改正する条例	15 P

1 福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

機構改革に伴い、本市に設置する部及び分掌事務の一部を改めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 本市に設置する部の一部を改めることとした。 (第1条関係)
- (2) 部の分掌事務の一部を改めることとした。 (第2条関係)
- (3) 文言の整理を行うこととした。 (附則第2項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

2 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

福知山市自殺対策協議会の設置等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

別表に次の改正を行うこととした。 (別表関係)

- (1) 福知山市地域福祉計画策定委員会の名称を福知山市地域福祉推進委員会に改めることとした。
- (2) 福知山市自殺対策協議会を新設することとした。

3 施行期日

平成30年4月1日

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

特別職の職員で非常勤のものに自治基本条例推進委員会委員等を加えること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 別表に次の改正を行うこととした。 (別表関係)
 - ア 地域福祉計画策定委員会の名称を地域福祉推進委員会に改めることとした。

イ 次の委員を加えることとした。

(ア) 自治基本条例推進委員会委員

(イ) 手話言語・障害のある人の多様なコミュニケーション施策推進会議委員

(ウ) 自殺対策協議会委員

(エ) 開発行為紛争調整委員会委員

(2) 文言の整理を行うこととした。 (第5条第1項第2号及び第3号関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

4 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例 (一部改正) 【職員課】

1 改正の理由

市長の給料月額額の減額を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、市長の給料月額について10パーセントの減額を行うこととした。 (附則第28項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

5 福知山市退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (一部改正) 【職員課】

1 改正の理由

職員の退職手当の支給割合の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

職員の退職手当の基本額の調整率を100分の87から100分の83.7に改めることとした。 (改正条例第1条から第3条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

6 福知山市の特別職の職員で常勤のものものの退職手当に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【職員課】

1 改正の理由

特別職の職員で常勤のものものの退職手当の支給割合の改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の退職手当を現行の支給額から4パーセント引き下げることとした。
(第3条第1項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

7 福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例（一部改正）【消防本部予防課】

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

政令の改正に伴い、消防事務における審査及び検査に関する手数料額を改めることとした。
(別表関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

8 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（一部改正）【消防本部総務課】

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

非常勤消防団員等の損害補償の基礎額の算定における当該非常勤消防団員等の扶養親族に係る加算額を次のように改めることとした。
(第5条第3項関係)

区分		平成30年度以降 (前年度比)	現行
配偶者		217円 (116円減)	333円
子		333円 (66円増)	267円
配偶者及び子以外		217円 (増減なし)	217円
配偶者のない 場合の1人目 の扶養親族	子	—	333円
	子 以外	—	300円

3 施行期日

平成30年4月1日

9 福知山市証紙条例を廃止する条例（廃止）【会計室】

1 廃止の理由

平成30年6月30日をもって、本市の手数料における証紙による収入方法を取りやめ、現金による取扱いとすることにより、収納手続に係る利便性の向上を図るため、条例を廃止する必要がある。

2 施行期日

平成30年7月1日

10 福知山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【市民課】

1 改正の理由

印鑑の登録及び証明に係る事項の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項から性別を削ることとした。
(第6条第1項第5号及び第13条第3項関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

11 福知山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（一部改正）

【保険課】

1 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市国民健康保険条例（昭和36年福知山市条例第1号）の一部改正

（改正条例第1条関係）

ア 法改正に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課額の総額及び保険料率の算定方法を改めることとした。

（第10条並びに第14条第1項第2号及び第3号関係）

イ 基礎賦課限度額を540,000円から580,000円に改めることとした。

（第14条の6関係）

ウ 法改正に伴い、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額及び保険料率の算定方法を改めることとした。

（第14条の6の2及び第14条の6の5第1項第2号関係）

エ 法改正に伴い、介護納付金賦課額の総額及び保険料率の算定方法を改めることとした。

（第14条の7並びに第14条の10第1項第2号及び第3号関係）

オ 特例対象被保険者等に係る届出における雇用保険受給資格者証の提示方法について、提示を求めた場合に提示することとした。

（第25条の3第2項関係）

カ 文言等の整理を行うこととした。（目次、第1条及び第9条の2関係）

(2) 福知山市後期高齢者医療に関する条例（平成20年福知山市条例第27号）の一部改正

（改正条例第2条関係）

ア 法改正に伴い、他の都道府県に住所を有する本市の区域における国民健康保険の住所地特例被保険者であった者が、後期高齢者医療制度に加入した場合は、本市の区域における後期高齢者医療の住所地特例被保険者とする事とした。

（第3条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

12 福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（新規）【高齢者福祉課】

1 制定の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 条例の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 指定居宅介護支援事業者の守るべき一般原則について定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 指定居宅介護支援事業の基本方針について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 指定居宅介護支援事業所の従業者の員数について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 指定居宅介護支援事業者に置く管理者について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の提供の開始の際の内容及び
手続の説明及び同意について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 指定居宅介護支援事業者が提供する指定居宅介護支援の拒否の禁止について定
めることとした。 (第7条関係)
- (8) 指定居宅介護支援事業者が行うサービス提供の困難時の対応について定めるこ
ととした。 (第8条関係)
- (9) 指定居宅介護支援事業者が行う受給資格等の確認について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 指定居宅介護支援事業者が行う要介護認定の申請に係る援助について定めるこ
ととした。 (第10条関係)
- (11) 介護支援専門員の身分を証する書類の携行について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 指定居宅介護支援事業者が受領する利用料等について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 指定居宅介護支援事業者が行う保険給付の請求のための証明書の交付について
定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 指定居宅介護支援の基本取扱方針について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について定めることとした。 (第15条関係)
- (16) 指定居宅介護支援事業者が行う法定代理受領サービスに係る報告について定め
ることとした。 (第16条関係)
- (17) 指定居宅介護支援事業者が行う利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交
付について定めることとした。 (第17条関係)

- (18) 指定居宅介護支援事業者が行う利用者に関する市への通知について定めることとした。(第18条関係)
- (19) 指定居宅介護支援事業所の管理者の責務について定めることとした。(第19条関係)
- (20) 指定居宅介護支援事業者が定める運営規程について定めることとした。(第20条関係)
- (21) 指定居宅介護支援事業者が確保する勤務体制について定めることとした。(第21条関係)
- (22) 指定居宅介護支援事業者が備える設備及び備品等について定めることとした。(第22条関係)
- (23) 指定居宅介護支援事業者が行う従業者の健康管理について定めることとした。(第23条関係)
- (24) 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所に掲示する事項について定めることとした。(第24条関係)
- (25) 指定居宅介護支援の利用者又はその家族の秘密の保持について定めることとした。(第25条関係)
- (26) 指定居宅介護支援事業者が行う広告について定めることとした。(第26条関係)
- (27) 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等について定めることとした。(第27条関係)
- (28) 指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の利用者及びその家族からの苦情への対応について定めることとした。(第28条関係)
- (29) 指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の利用者に対する事故への対応について定めることとした。(第29条関係)
- (30) 指定居宅介護支援の事業の会計の区分について定めることとした。(第30条関係)
- (31) 指定居宅介護支援事業者が整備する記録について定めることとした。(第31条関係)
- (32) 基準該当居宅介護支援に関する基準について、(2) から (31) までを準用することとした。(第32条関係)

3 施行期日

第15条第20号以外 平成30年4月1日

第15条第20号 平成30年10月1日

13 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）【健康推進課】

1 改正の理由

個人番号及び特定個人情報を利用する事務の追加等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 別表第1の独自利用事務について、対象となる事務の追加を行うこととした。
(別表第1関係)

(2) 別表第2の庁内連携事務について、根拠となる要綱の題名等を改めるとともに対象となる事務及び当該事務において連携を行う特定個人情報を追加することとした。
(別表第2関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

**14 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例（一部改正）
【高齢者福祉課】**

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 介護保険料の算定における合計所得金額の定義を改めることとした。
(第4条第1項第6号ア関係)

(2) 介護保険料の算定における段階の区分の基準を改めることとした。
(第4条第1項第7号ア及び第8号ア関係)

(3) 文言等の整理を行うこととした。
(第4条第1項各号列記以外の部分並びに第2項及び第3項、第16条並びに附則第9条第1項第6号ア関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

15 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 共生型地域密着型サービスの定義を加えることとした。（第2条第6号関係）
- (2) 共生型地域密着型通所介護に関する基準について定めることとした。
（第5節関係）
- (3) 指定療養通所介護事業所の利用定員を18人以下に改めることとした。
（第59条の25関係）
- (4) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を改めることとした。
（第65条第1項関係）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等について適正化を図る措置を講じなければならないこととした。（第117条第7項関係）
- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等について適正化を図る措置を講じなければならないこととした。（第138条第6項関係）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等について適正化を図る措置を講じなければならないこととした。（第157条第6項関係）
- (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設は、緊急時等の対応方法を定めておかなければならないこととした。（第165条の2関係）
- (9) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等について適正化を図る措置を講じなければならないこととした。（第182条第8項関係）
- (10) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数等について定めることとした。（第191条関係）
- (11) サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について定めることとした。（第192条第2項関係）
- (12) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合の宿泊室の兼用について定めることとした。（第195条第2項第2号オ関係）
- (13) 一般病床等を転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設する場合の特例を平成36年3月31日までとすることとした。
（附則第10条、第11条及び第12条関係）
- (14) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業の医療機関併設型指定地域密着型特定施設の従業者の員数の基準の特例を定めることとした。
（附則第18条関係）
- (15) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設の設備の基準の特例を定めることとした。
（附則第19条関係）

(16) 文言等の整理を行うこととした。

(目次、第3条、第6条、第32条、第39条、第47条、第59条の27、第59条の38、第61条、第65条第2項、第82条、第83条、第84条、第103条、第111条、第112条、第125条、第130条、第151条、第153条、第168条、第186条、第192条第3項、第193条、第194条、第199条、第202条、附則第6条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

**16 福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(一部改正)【高齢者福祉課】**

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等を改めることとした。(第9条関係)
- (2) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の地域との連携等について改めることとした。(第39条関係)
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等について適正化を図る措置を講じなければならないこととした。(第78条関係)
- (4) 文言等の整理を行うこととした。

(第2条、第3条、第5条、第40条、第44条から第46条、第60条、第62条、第64条、第65条、第72条、第73条、第83条、第85条及び第86条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

17 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）【高齢者福祉課】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防支援事業者が連携に努める者に、指定特定相談支援事業者を加えることとした。 (第3条第4項関係)

(2) 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の提供の開始の際に行う説明事項等を改めることとした。 (第6条第2項及び第3項関係)

(3) 担当職員は、必要と認めるときは、利用者の同意を得て、利用者に係る情報を医師等に提供することとした。 (第32条第14号の2関係)

(4) 担当職員は、医師等の意見を求めた上、介護予防サービス計画を作成したときは、当該計画を当該医師等に交付しなければならないこととした。 (第32条第21号の2関係)

(5) 文言等の整理を行うこととした。

(第1条、第2条、第3条第3項、第6条第4項から第8項、第12条、第14条、第27条、第30条、第32条第9号、第16号及び第21号並びに第34条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

18 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）【教育総務課】

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

引用する条文のずれを改めることとした。 (題名及び本則関係)

3 施行期日

公布の日

**19 福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例の一部を改正する条例
(一部改正) 【生涯学習課】**

1 改正の理由

福知山市放課後児童クラブの使用料の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市放課後児童クラブの使用料を次のように改めることとした。

(別表2 関係)

ア 常時利用 (月額)

区分		改正後	現行
平日使用料		3,500円 (500円増)	3,000円
平日の利用と併せて利用する場合の使用料	4月の春休み	7,000円 (2,000円増)	5,000円
	7月の夏休み	9,500円 (3,500円増)	6,000円
	8月の夏休み	12,000円 (4,000円増)	8,000円
	12月の冬休み	5,500円 (1,500円増)	4,000円
	1月の冬休み	5,500円 (1,500円増)	4,000円
	3月の春休み	7,000円 (2,000円増)	5,000円

イ 長期休業期間のみの利用 (月額)

区分	改正後	現行
4月の春休み	3,500円 (1,500円増)	2,000円
7月の夏休み	6,000円 (1,000円増)	5,000円
8月の夏休み	12,000円 (4,000円増)	8,000円
12月の冬休み	2,000円 (1,000円増)	1,000円
1月の冬休み	2,000円 (1,000円増)	1,000円
3月の春休み	3,500円 (1,500円増)	2,000円

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第11条関係)

3 施行期日

平成30年7月1日

20 福知山市開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する条例（新規） 【都市計画課】

1 制定の理由

福知山市の区域内において行われる開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する事項を定め、良好な住環境の形成を図るため、条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 福知山市の区域内において行われる開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する事項を定め、良好な住環境の形成を図ることを目的とした。 (第1条関係)
- (2) 用語の定義をすることとした。 (第2条関係)
- (3) 市の責務について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 近隣住民等の責務について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 開発者の責務について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) この条例に定める開発行為に係る手続及び紛争の調整に関する事項を適用しない開発行為について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) この条例に定める開発行為に係る手続に関する事項を適用する開発行為を定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 開発行為の周知に係るお知らせ板の設置について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 近隣住民等への説明について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 開発事業計画等に対する意見書の提出等について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 開発行為に係る手続の確認申請について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 開発行為に係る手続の確認について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) (12)の確認の取消しについて定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 工事施行者決定後の追加説明について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 開発行為の着手の制限について定めることとした。 (第15条関係)
- (16) 近隣住民等と開発者及び工事施行者との工事協定について定めることとした。 (第16条関係)
- (17) 開発行為の着手の届出等について定めることとした。 (第17条関係)
- (18) 開発行為の変更の届出等について定めることとした。 (第18条関係)
- (19) 開発者の承継について定めることとした。 (第19条関係)

- (20) 開発行為の完了又は廃止の届出等について定めることとした。
(第20条関係)
- (21) 隣接する市町村の区域に影響を及ぼす開発行為の取扱いについて定めることとした。
(第21条関係)
- (22) 開発行為の停止又は是正の勧告について定めることとした。(第22条関係)
- (23) 開発行為の停止又は是正等の命令について定めることとした。
(第23条関係)
- (24) 開発行為に係る紛争調整のあっせんの開始及び手続について定めることとした。
(第24条関係)
- (25) あっせんの終結等について定めることとした。(第25条関係)
- (26) 福知山市開発行為紛争調整委員会の設置について定めることとした。
(第26条関係)
- (27) 福知山市開発行為紛争調整委員会による調停への移行について定めることとした。
(第27条関係)
- (28) 調停に係る必要な調査について定めることとした。(第28条関係)
- (29) 調停案の作成及び受諾勧告について定めることとした。(第29条関係)
- (30) 調停の終結等について定めることとした。(第30条関係)
- (31) あっせん及び調停の手続を非公開とすることとした。(第31条関係)
- (32) 開発行為の工事の着手延期等の要請について定めることとした。
(第32条関係)
- (33) 開発行為に係る台帳を作成し、一般の閲覧に供することとした。
(第33条関係)
- (34) 開発行為に関する計画及び工事の状況報告等について定めることとした。
(第34条関係)
- (35) 開発行為に関する工事の状況等に係る立入検査について定めることとした。
(第35条関係)
- (36) この条例の規定違反に係る事実の公表について定めることとした。
(第36条関係)
- (37) (12)の確認を受けずに開発行為に着手し、(22)の勧告に従わず、(23)の命令に違反した者を50万円以下の罰金に処することとした。(第38条関係)
- (38) (37)の処罰について両罰規定を設けることとした。(第39条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

21 福知山市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例（一部改正）
【上下水道部下水道課】

1 改正の理由

農業集落排水施設の事業の適正化を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

農業集落排水施設の事業の適正化を図るため今西中污水处理場を廃止し、今西中区域を井田額田污水处理場の処理区域とすることとした。（別表第1関係）

3 施行期日

平成30年4月1日

22 福知山市都市公園条例等の一部を改正する条例（一部改正）
【都市計画課】

1 改正の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市都市公園条例（昭和41年福知山市条例第2号）の一部改正

（改正条例第1条関係）

ア 法改正に伴い、都市公園の運動施設率の上限を定めることとした。

（第1条の3第6項関係）

(2) 福知山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年福知山市条例第150号）の一部改正

（改正条例第2条関係）

ア 法改正に伴い、引用する条文のずれを改めることとした。（別表第2関係）

3 施行期日

(1) 公布の日

(2) 平成30年4月1日